

## 参考資料5

那珂川町まちづくり審議会

## ■那珂川町まちづくり審議会条例

平成18年3月17日

条例第2号

### 【設置】

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、地域の均衡ある発展及び住民の連携の強化を図り、住民協働のまちづくりを推進するため、那珂川町まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### 【所掌事務】

第2条 審議会は、まちづくりの計画の策定及び推進に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、又は意見を述べることができる。

### 【組織】

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

### 【委員】

第4条 委員は、那珂川町内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 町民活動団体を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げないものとする。

4 委員がその要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

### 【会長及び副会長】

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 【会議】

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 【意見の聴取等】

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求めて意見及び説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

### 【庶務】

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

### 【補則】

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による最初の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

## ■那珂川町まちづくり審議会委員名簿

令和3年3月現在

氏名	備考	氏名	備考
薄井秀雄	会長	森島堅二	
郡司正幸	副会長	鈴木雅仁	
小堀満雄		飯塚基	
小森敏彦		黒坂賢一	
星公		斎藤健一	
荒井豊		佐藤佳正	
藤田清		星充	
木村輝昭		小高可守	
菊池文子		小鮎千文	
郡司あや子		芳賀洋子	

(敬称略、順不同)

## ■諮問

那珂企第273号 令和3年1月20日
那珂川町まちづくり審議会 会長 薄井秀雄様
那珂川町長 福島泰夫
第2次那珂川町総合振興計画基本計画の策定について(諮問)
第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画を策定するにあたり、那珂川町まちづくり審議会条例第2条の規定に基づき、別添の計画案について貴審議会に諮問します。

## ■答申

令和3年2月19日
那珂川町長 福島泰夫様
那珂川町まちづくり審議会 会長 薄井秀雄
第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画の策定について(答申)
このことについて、令和3年1月20日付け那珂企第273号により諮問を受けた第2次那珂川町総合振興計画後期本計画(案)について、慎重に審議を重ねた結果、計画の内容は妥当なものと認められます。
つきましては、審議の中で主要な論点となった事項について、下記のとおり意見を付しますので、計画の推進にあたっては十分に配慮くださるようお願いいたします。
なお、審議された計画(案)につきましては、文言等を一部修正することを認めます。
記
1 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を確実かつ円滑に実施されたい。 2 町外へ向けた効果的な情報発信を推進されたい。 3 時代に即したケーブルテレビ網の整備とサービスの公平化を図られたい。 4 町の地域性を活かした特色ある教育を推進されたい。 5 消防団の充実に向けた施策を推進されたい。 6 結婚を希望する方に対して効果的な支援ができる施策を推進されたい。 7 旧庁舎跡地を核とした地域の活性化につながる施策を推進されたい。 8 地域や行政など多様な主体が連携した協働のまちづくりを推進されたい。